

【人権腕だめし No.8】（解説編）

No.	人権腕だめし 設問	【解答】
設問 1	上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので、早めにやめてもらうしかない」「こどものことを第一に考えないと・・・」と言われた。 この職場では、妊娠・出産によりやめる人も多くいるので、上司の発言に特段の問題はない。	2 いいえ
	【解 説】 ○2015 年「厚生労働省」調査によると、妊娠・出産した派遣社員の 48%が「マタハラ（マタニティハラスメント）」を経験（正社員は 21%）。上司などから「迷惑だ」「辞めたら」などの嫌がらせ発言を受けたり、「退職強要や非正規への転換強要」などが発生している。 ○2017 年 1 月より改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主にマタハラ防止措置（就業規則への記載、相談窓口の設置など）が義務付けられます。妊娠・出産等を理由とする不利益取扱や上司・同僚からのハラスメント言動を防止することが目的です。	
設問 2	日本における在留外国人数は年々増加しており、平成 27 年末で約 223 万人です。最も多い国籍は韓国籍・朝鮮籍で 29.8%、次に中国籍の 22.0%、フィリピン籍の 10.3%の順となっています。	2 いいえ
	【解説】 ○日本における在留外国人数の国別内訳では、中国籍が 29.8%と一番多く、次に韓国籍・朝鮮籍の 22.0%、フィリピン籍の 10.3%の順となっています。なお、大阪府では、外国人の約 6 割が韓国籍・朝鮮籍の人で、その多くは、歴史的経緯によって第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 ○学校や職場だけでなく、日常生活においても外国人と接する機会が多くなってきています。その中で、言語、宗教、文化、習慣等の違いを理解し、民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会を築くことが求められています。 ○近年、特定の民族や国籍の人々を排斥することを扇動する不当な差別的言動がいわゆる ヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。平成 28 年 6 月「ヘイトスピーチ対策法」（略称）が施行されるなど、差別的言動の解消に向けた取組が行われています。	
設問 3	職場での昼休み、Aさんが「○○くんって、オカミみたいで気持ち悪いよね」と言い出しました。確かに、私も同感する部分もあり、悪気のない冗談として聞き流しました	2 いいえ
	【解説】 ○2017 年 1 月施行の改正男女雇用機会均等法において、職場での性的少数者（LGBT など）への差別的言動がセクハラに該当することを、事業主向けの「セクハラ指針」に明記し、LGBT への偏見や差別をなくし、働きやすい環境をつくることとしています。	

	○2015 年の電通ダイバシティ・ラボの調査によれば、性的少数者（LGBT など）は、全体の 7.6%、13 人に 1 人というデータもあります。 ○今、行政や企業において職員研修等様々な取組が始まっています。より一層正しい理解を深めると共に、自身や周囲を含め差別的言動をしないことが強く求められています。	
設問 4	「パワハラ」と思われる行為をされた場合は、一人で我慢せず、以下のような解決に向けた行動を起こすことが大切です。 ①いつどこでだれが何を何のために（5W1H）を具体的に、メモや録音など最適な方法で記録を残す。（後々の事実確認に有効です） ②まずは、同僚や上司等の周囲の人に相談する。 ③上司に相談できない場合は、社内相談窓口や人事部に相談する。	1 はい
	【解説】 ○厚生労働省によると、2015 年の労働相談のうち、パワハラにあたる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が6万 6,566 件（対前年 7%増）と最も多くなっています。具体例としては、先輩社員等から毎日「のろい」「気が利かない」「辞めたら」などの侮辱的発言を受け、上司に訴えたが応じてくれなかったケースなどがありました。 ○パワハラの原因には、「優位性による言動」や「コミュニケーションギャップ」などが考えられ、行為者の気づきや自覚による真摯な謝罪で関係修復可能な事例も多数あります。従って、まずは、同僚や上司等の周囲の人に相談することが大切です。 ○また、社内に相談窓口がない場合や、社内では解決できない場合は、外部の相談窓口にご相談ください。（全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナー 等）	
設問 5	右のマークは「補助犬（ほじょけん）マーク」と言います。補助犬とは身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」を言います。公共機関や公共施設に加え、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では受け入れが義務付けられています。	1 はい
	【解説】 ○2002 年「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテルなど民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。また、2016 年「障害者差別解消法」も施行されました。 ○「補助犬」とは身体に障がいのある人の生活をサポートするために、特別の訓練を受けている公的に認定された犬です。2016 年 7 月現在、全国で 1,100 頭余りの補助犬が活躍していますが、慢性的な供給不足が続いており、補助犬を普及するための社会的な受け入れ体制の整備や育成体制の支援・充実が必要となっています。 ○お店の入り口でこのマークを見かけた時や補助犬を連れている方を見かけた場合に	

	は、理解と配慮ある行動が求められています。 例)・補助犬は外に出たら工作中です。勝手に飲食物を与えたり、触ったりしない。 ・使用者さんが困っていたら、「お手伝いすることはありませんか」と、本人に声をかけましょう。
--	--